

各種相続手続きの負担を軽減させる為

法定相続情報証明制度が登場したのです。

前記にある様な様々な手続き毎に、「戸籍関係書類」の束を添付した上で行うことが必要であった訳ですが、そこを法務局(登記所)から交付される「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」(下記例参照)を登記所や各金融機関等に提出することで、各相続手続きの負担軽減を図る新たな制度なのです。

ただし、相続に関する基本的なものにのみ対応し、「遺産分割協議」や「相続放棄」等がある場合は、当然別途「遺産分割協議書」も併せて必要になりますので、十分ご注意をいただきたいと思います。

尚「一覧図の写し」を取得するには、相続する人が相続人を代表して法務局へ申出を行なうか、税理士や司法書士等の専門家に、代理で申請して頂くかで行なうことが可能ですが(下記「法定相続情報証明制度」の手続きの流れを参照)。そしてその申請に基づき登記官が内容を確認し、「一覧図の写し」を無料で交付してくれるシステムなのです。

■ 法定相続情報一覧図の写しの例

(記載例)	法定相続情報番号 0000-00-0000 被相続人法務太郎法定相続情報	一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。
最後の住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和〇年〇月〇日 死亡 平成28年4月1日 (被相続人) 法務 太郎	住所 ○県○郡○町〇34番地 出生 昭和45年6月7日 (子) 法務 一郎 (申出人)	
住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和〇年〇月〇日 (配偶者) 法務 花子	住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和47年9月5日 (子) 相続 促子	
以下余白	住所 ○県○市○町五丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 (子) 登記 進	
作成日:〇年〇月〇日 作成者:〇〇〇士 〇〇 〇〇 印 (事務所:〇市〇町〇番地)		
以下とおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。		
これは、平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。		
平成〇年〇月〇日 〇〇法務局〇〇出張所		
登記官 ○〇 ○〇 職印 注:本書面は、提出された戸籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。 整理番号 S00000 1/1		

出典:法務省HP「法定相続情報証明制度」について

「法定相続情報証明制度」の手続きの流れ

法定相続情報
一覧図の
写しの交付

申出書の記入・
登記所へ申出

法定相続情報
一覧図の作成

必要書類の
収集

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続に使うことができる